

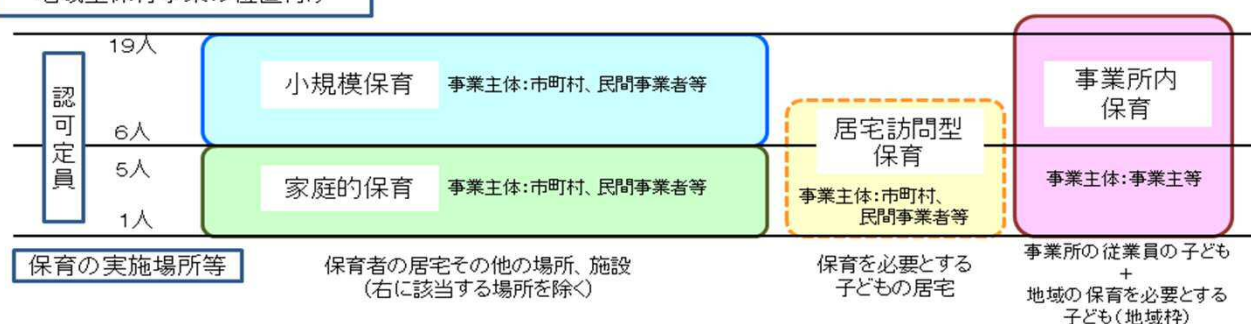
地域型保育事業の設備及び運営に関する基準案

地域型保育事業の概要

○地域型保育事業対象は、満3歳未満児

事業名	実施場所等
家庭的保育事業	家庭的保育者の居宅その他の場所で行う
小規模保育事業	利用定員が6人以上19人以下（C型は10人以下）である施設で行う A型（保育所分園型）、B型（A・Cの中間型）、C型（家庭的保育に近い型）
居宅訪問型保育事業	乳児・幼児の居宅において家庭的保育者により行う
事業所内保育事業	事業主等がその雇用する労働者の看護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて、保育を実施する場所で行う

地域型保育事業の位置付け



○国の定める基準

「従うべき基準」	職員の資格、員数
	乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの
「参酌すべき基準」	上記以外の事項

基準案

1 最低基準に関する基準案

区分	条文	国の基準案	富津市基準（案）	国の基準
最低基準の目的	第2条	利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、栄養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	国の基準を富津市の基準とする	-
最低基準と家庭的保育事業者等	第4条	1 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。	国の基準を富津市の基準とする	参酌基準
家庭的保育事業者等の一般原則	第5条	1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業者等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所は除く※1）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 6 家庭的保育事業所等（※1）の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	国の基準を富津市の基準とする	参酌基準
保育所等の連携	第6条	家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を除く※2）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 ① 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 ② 必要に応じて、代替保育を提供すること。 ③ 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	国の基準を富津市の基準とする	従う基準
家庭的保育事業者等と非常災害	第7条	1 家庭的保育事業者等（※2）は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 2 避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、行わなければならない。	国の基準を富津市の基準とする	参酌基準
家庭的保育事業者等の職員の一般的要件	第8条	家庭的保育事業者等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	国の基準を富津市の基準とする	参酌基準
家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上	第9条	1 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	国の基準を富津市の基準とする	参酌基準

他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準	第10条	家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。	国の基準を富津市の基準とする	参酌基準 ※但し書きは、従う基準
利用乳幼児を平等に取り扱う原則	第11条	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	国の基準を富津市の基準とする	従う基準
虐待等の禁止	第12条	家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、児童福祉法に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ※児童福祉法に掲げる行為 ①身体的虐待 ②性的虐待 ③育児放棄(ネグレクト) ④心理的虐待	国の基準を富津市の基準とする	従う基準
懲戒に係る権限の濫用の禁止	第13条	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する監護、教育及び懲戒に関し、その利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	国の基準を富津市の基準とする	従う基準
衛生管理等	第14条	1 家庭的保育事業者等(※2)は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 家庭的保育事業者等(※2)は、家庭的保育事業所等(※1)において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 3 家庭的保育事業所等(※1)には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。 4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。	国の基準を富津市の基準とする	参酌基準
食事	第15条	1 家庭的保育事業者等(※2)は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等(※1)内で調理する方法により行わなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を有するものでなければならない。 3 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 4 調理は、あらかじめ作成された献立にしたがって行わなければならない。 5 家庭的保育事業者等(※2)は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。	国の基準を富津市の基準とする	従う基準

食事提供の特例	第16条	<p>1 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等（※2）は、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次に規定する搬入施設において調理し、家庭的保育事業所等（※1）に搬入する方法により行うことができる。この場合、当該家庭的保育事業者等は、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>① 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>② 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>③ 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。</p> <p>④ 利用乳幼児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>⑤ 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>① 連携施設</p> <p>② 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</p> <p>③ 学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場</p>	国の基準を富津市の基準とする	従う基準
利用乳幼児及び職員の健康診断	第17条	<p>1 家庭的保育事業者等（※2）は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも一年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を行わなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等（※2）は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</p> <p>3 健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は児童福祉法の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等（※2）に勧告しなければならない。</p> <p>4 家庭的保育事業者等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。</p>	国の基準を富津市の基準とする	参酌基準
家庭的保育事業者等内部の規程	第18条	<p>家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 提供する保育の内容</p> <p>③ 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>④ 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</p> <p>⑤ 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>⑥ 乳児、幼児の区分ごとの利用定員</p> <p>⑦ 家庭的保育事業者等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</p> <p>⑧ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑨ 非常災害対策</p> <p>⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑪ その他家庭的保育事業者等の運営に関する重要事項</p>	国の基準を富津市の基準とする	参酌基準

帳簿の整備	第19条	家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	国の基準を富津市の基準とする	参酌基準
秘密保持	第20条	1 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。	国の基準を富津市の基準とする	従う基準
苦情対応	第21条	1 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は児童福祉法の規定による措置に係る市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	国の基準を富津市の基準とする	参酌基準

2 家庭的保育事業に関する基準案

区分	条文	国の基準案	富津市基準（案）	国の基準
設備の基準	第22条	家庭的保育事業は、次に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所で実施するものとする。 ① 乳幼児の保育を行う専用の部屋 ② 部屋の面積は、9.9㎡（保育する乳幼児が3人を超える場合は、人数1人につき3.3㎡を加えた面積）以上 ③ 保健衛生上必要な採光、照明及び換気設備 ④ 衛生的な調理設備及び便所を設ける。 ⑤ 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。）があること。 ⑥ 前号に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上 ⑦ 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。	国の基準を富津市の基準とする	参酌基準 ④衛生設備のみ従う基準
職員	第23条	1 家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。 ① 調理業務の全部を委託する場合 ② 搬入施設から食事を搬入する場合 2 家庭的保育者は、市長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。 ① 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者 ② 保育士の欠落事由及び児童虐待等を行った者のいずれにも該当しない者 ③ 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が市長が行う研修を修了した家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。	国の基準を富津市の基準とする	従う基準
保育時間	第24条	家庭的保育事業における保育時間は、一日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（以下「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。	国の基準を富津市の基準とする	参酌基準
保育内容	第25条	家庭的保育事業者は保育所保育指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等にに応じた保育を提供しなければならない。	国の基準を富津市の基準とする	従う基準
保護者との連絡	第26条	家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。	国の基準を富津市の基準とする	参酌基準

2 小規模保育事業に関する基準案

(1) 通則

区分	条文	国の基準案	富津市基準（案）	国の基準
小規模保育事業の区分	第27条	小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。	国の基準を富津市の基準とする	従う基準

(2) 小規模保育事業A型

区分	条文	国の基準案	富津市基準（案）	国の基準
設備の基準	第28条	<p>小規模保育事業A型の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>① 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>② 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上であること。</p> <p>③ 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>④ 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>⑤ 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上であること。</p> <p>⑥ 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>⑦ 保育室等を二階以上に設ける建物は、建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であること。 （追加事項） 消火器等の消火器具、非常警報器具、保育室等を二階以上</p>	国の基準を富津市の基準とする	①、④は従う基準 ①、④以外は参酌基準
職員	第29条	<p>1 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託又は搬入施設から食事を搬入する場合は調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、次に掲げる区分に応じ、各区分の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>① 乳児 概ね3人につき1人 ② 満1歳以上満3歳に満たない幼児 概ね6人につき1人 ③ 満3歳以上満4歳に満たない児童 概ね20人につき1人 ④ 満4歳以上の児童 概ね30人につき1人</p> <p>3 保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	国の基準を富津市の基準とする	従う基準
保育時間	第30条による第24条の準用	家庭的保育事業の規定に準じる	国の基準を富津市の基準とする	参酌基準
保育内容	第30条による第25条の準用	家庭的保育事業の規定に準じる	国の基準を富津市の基準とする	従う基準
保護者との連絡	第30条による第26条の準用	家庭的保育事業の規定に準じる	国の基準を富津市の基準とする	参酌基準

(3) 小規模保育事業B型

区分	条文	国の基準案	富津市基準（案）	国の基準
職員	第31条	<p>1 小規模保育事業B型には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修を修了した者（以下「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託又は搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、次に掲げる区分に応じ、各区分の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>① 乳児 概ね3人につき1人</p> <p>② 満1歳以上満3歳に満たない幼児 概ね6人につき1人</p> <p>③ 満3歳以上満4歳に満たない児童 概ね20人につき1人</p> <p>④ 満4歳以上の児童 概ね30人につき1人</p> <p>3 保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	国の基準を富津市の基準とする	従う基準
保育時間	第32条による第24条の準用	家庭的保育事業の規定に準じる	国の基準を富津市の基準とする	参酌基準
保育内容	第32条による第25条の準用	家庭的保育事業の規定に準じる	国の基準を富津市の基準とする	従う基準
保護者との連絡	第32条による第26条の準用	家庭的保育事業の規定に準じる	国の基準を富津市の基準とする	参酌基準
設備の基準	第32条による第28条の準用	小規模保育事業所A型の規定に準じる	国の基準を富津市の基準とする	①、④は従う基準 ①、④以外は参酌基準

(4) 小規模保育事業C型

区分	条文	国の基準案	富津市基準（案）	国の基準
設備の基準	第33条	<p>小規模保育事業所C型の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>① 乳児又は満2歳未満の幼児を利用させる場合は、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>② 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき3.3㎡以上であること。</p> <p>③ 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>④ 満2歳以上の幼児を利用させる場合は、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>⑤ 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3㎡以上であること。</p> <p>⑥ 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>⑦ 保育室等を2階以上に設ける建物は、小規模保育事業A型の要件に該当するものであること。</p>	国の基準を富津市の基準とする	①、④以外は参酌基準 ①、④は従う基準
職員	第34条	<p>1 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託又は搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。</p>	国の基準を富津市の基準とする	従う基準
利用定員	第35条	小規模保育事業所C型の利用定員を6人以上10人以下とする。	国の基準を富津市の基準とする	従う基準

保育時間	第36条による第24条の準用	家庭的保育事業の規定に準じる	国の基準を富津市の基準とする	参酌基準
保育内容	第36条による第25条の準用	家庭的保育事業の規定に準じる	国の基準を富津市の基準とする	従う基準
保護者との連絡	第36条による第26条の準用	家庭的保育事業の規定に準じる	国の基準を富津市の基準とする	参酌基準

3 居宅訪問型保育事業に関する基準案

区分	条文	国の基準案	富津市基準（案）	国の基準
居宅訪問型保育事業	第37条	居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 ① 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 ② 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育 ③ 児童福祉法に規定する措置に対応するために行う保育 ④ 母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育 ⑤ 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市が認めるものにおいて行う保育	国の基準を富津市の基準とする	従う基準
設備及び備品	第38条	居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	国の基準を富津市の基準とする	参酌基準
職員	第39条	居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人とする。	国の基準を富津市の基準とする	従う基準
居宅訪問型保育連携施設	第40条	居宅訪問型保育事業者は、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の市の指定する施設（「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。	国の基準を富津市の基準とする	従う基準
保育時間	第41条による第24条の準用	家庭的保育事業の規定に準じる	国の基準を富津市の基準とする	参酌基準
保育内容	第41条による第25条の準用	家庭的保育事業の規定に準じる	国の基準を富津市の基準とする	従う基準
保護者との連絡	第41条による第26条の準用	家庭的保育事業の規定に準じる	国の基準を富津市の基準とする	参酌基準

4 事業所内保育事業

(1) 通則

区分	条文	国の基準案	富津市基準（案）	国の基準																										
利用定員	第42条	<p>事業所内保育事業者は、次に掲げる利用定員の区分に応じ、乳児又は幼児の数を踏まえて市が定めるその地域において保育を必要とする乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。</p> <table border="0"> <tr> <td>利用定員</td> <td>乳児または幼児の数</td> </tr> <tr> <td>1～5人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>6～7人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>8～10人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>11～15人</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>16～20人</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>21～25人</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>26～30人</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>31～40人</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>41～50人</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>51～60人</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>61～70人</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>71人以上</td> <td>20人</td> </tr> </table>	利用定員	乳児または幼児の数	1～5人	1人	6～7人	2人	8～10人	3人	11～15人	4人	16～20人	5人	21～25人	6人	26～30人	7人	31～40人	10人	41～50人	12人	51～60人	15人	61～70人	20人	71人以上	20人	国の基準を富津市の基準とする	参酌基準
利用定員	乳児または幼児の数																													
1～5人	1人																													
6～7人	2人																													
8～10人	3人																													
11～15人	4人																													
16～20人	5人																													
21～25人	6人																													
26～30人	7人																													
31～40人	10人																													
41～50人	12人																													
51～60人	15人																													
61～70人	20人																													
71人以上	20人																													

(2) 保育所型事業所内保育事業（定員が20人以上）

区分	条文	国の基準案	富津市基準（案）	国の基準
設備の基準	第43条	<p>利用定員が20人以上の保育所型事業所内保育事業所の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>① 乳児又は満2歳未満の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。）及び便所を設けること。</p> <p>② 乳児室の面積は、乳児又は満2歳未満の幼児1人につき1.65㎡以上であること。</p> <p>③ ほふく室の面積は、乳児又は満2歳未満の幼児1人につき3.3㎡以上であること。</p> <p>④ 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>⑤ 満2歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、調理室及び便所を設けること。</p> <p>⑥ 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上であること。</p> <p>⑦ 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>⑧ 保育室等を二階以上に設ける建物は、建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であること。</p> <p>（追加事項） 消火器等の消火器具、非常警報器具、保育室等を二階以上に設置する場合、手すり等乳幼児の転落防止設備、スプリングクラーの設置など</p>	国の基準を富津市の基準とする	①、⑤は従う基準 ①、⑤以外は参酌基準
職員	第44条	<p>1 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託又は搬入施設から食事を搬入する場合にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、次に掲げる区分の合計数以上とする。ただし、事業所一につき2人を下回ることはいできない。</p> <p>① 乳児 概ね3人につき1人</p> <p>② 満1歳以上満3歳に満たない幼児 概ね6人につき1人</p> <p>③ 満3歳以上満4歳に満たない児童 概ね20人につき1人</p> <p>④ 満4歳以上の児童 概ね30人につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を一人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	国の基準を富津市の基準とする	従う基準

連携施設に関する特例	第45条	保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たつて、保育所等の連携協力を求めることを要しない。	国の基準を富津市の基準とする	従う基準
保育時間	第46条による第24条の準用	家庭的保育事業の規定に準じる	国の基準を富津市の基準とする	参酌基準
保育内容	第46条による第25条の準用	家庭的保育事業の規定に準じる	国の基準を富津市の基準とする	従う基準
保護者との連絡	第46条による第26条の準用	家庭的保育事業の規定に準じる	国の基準を富津市の基準とする	参酌基準

(2) 小規模型事業所内保育事業（定員が19人以下）

区分	条文	国の基準案	富津市基準（案）	国の基準
職員	第47条	<p>1 利用定員が19人以下の小規模型事業所内保育事業所には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修を修了した者（以下「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託又は搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育従事者の数は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>① 乳児 概ね3人につき1人 ② 満1歳以上満3歳に満たない幼児 概ね6人につき1人 ③ 満3歳以上満4歳に満たない児童 概ね20人につき1人 ④ 満4歳以上の児童 概ね30人につき1人</p> <p>3 保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	国の基準を富津市の基準とする	従う基準
保育時間	第48条による第24条の準用	家庭的保育事業の規定に準じる	国の基準を富津市の基準とする	参酌基準
保育内容	第48条による第25条の準用	家庭的保育事業の規定に準じる	国の基準を富津市の基準とする	従う基準
保護者との連絡	第48条による第26条の準用	家庭的保育事業の規定に準じる	国の基準を富津市の基準とする	参酌基準
設備の基準	第48条による第28条の準用	小規模保育事業所A型の規定に準じる	国の基準を富津市の基準とする	①、④は従う基準 ①、④以外は参酌基準

4 附則

区分	条文	国の基準案	富津市基準（案）	国の基準
食事の提供の経過措置	第2条	この省令の施行の日の前日において現に存する児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、食事、調理設備、調理員の規定は、適用しないことができる。	国の基準を富津市の基準とする	従う基準
連携施設に関する経過措置	第3条	特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	国の基準を富津市の基準とする	従う基準
小規模保育事業B型に関する経過措置	第4条	第31条及び第47条の規定の適用については、第23条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第31条第1項及び第47条第1項に規定する保育従事者とみなす。	国の基準を富津市の基準とする	従う基準
利用定員に関する経過措置	第5条	小規模保育事業C型にあつては、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。	国の基準を富津市の基準とする	従う基準